

○副議長（佐藤純君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き県政に対する一般質問を行います。

まず、小泉勝君の発言を許します。小泉勝君。

◆小泉勝君 リベラル新潟の小泉勝です。令和2年12月定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

初めに、1つ目の項目、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞が続き、10月に入ってから資金繰りに窮している企業への貸出しを絞り始めた金融機関があるという話を事業者から伺うなど、今後さらに厳しい経済状況になることが予想されます。

事業者を支え、雇用を維持し続けてもらうためにも、事業者への追加支援など、さらなる経済支援の充実が必要と考えますが、知事の所見を伺うとともに、国が感染拡大地域におけるGoToトラベルやGoToイートなどの運用見直しを表明しましたが、感染防止対策と経済対策のバランスをどのように取っていくおつもりでしょうか、お伺いをいたします。

さらに、県独自で実施している「消費喚起・需要拡大プロジェクト」応援事業について、今後実施を予定している採択事業に対し、実施すべきかどうかを県でも判断する必要があるのではないかと考えますが、知事の所見を伺います。

新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が激減する航空会社の経営は非常に厳しい状況にあります。

県内において国内格安航空会社であるトキエアが設立され、就航に向けた取組を進めているところでありますが、一般的にLCCは機材の回転率と座席利用率を上げることで成り立つビジネスモデルであり、サービスを絞り込み、人件費や機材費などコストを抑えることで収益を確保していることから、現在のような状況下では、トキエアにおいてもLCCビジネスの特性を發揮できずに危機的な状況になることが懸念されます。

県ではトキエアに対して最大限の対応をすることとしておりますが、現在どのような支援を検討しているのか伺います。

本年10月の全国の自殺者の数が2,153人と、前年同期比39.9%、614人増であったと警察庁の集計報道がなされました。1月から6月までは前年同期より減少していたものが、7月に増加に転じてから4か月連続で前年同期比を上回ったとのことでもあります。

災害時や今回のような新型コロナウイルス感染症が蔓延した場合などには、初期の非常事態を過ぎ、一定期間が経過した頃からその後の生活を思い悩み、自殺に至るケースが増加してくるとも言われております。

ステイホームで家にばかり閉じ籠もり、ストレスを発散しにくい状況が続き、経済的な問題なども含め、様々な要因が推測されますが、毎日の感染者数と同様に自殺者数にも目を向

け、問題視していかなくてはなりません。

フードバンクの現場では、実際にコロナ禍において食料支援の依頼や問合せが増加しており、中には高校生の子供のアルバイトで家計をやりくりしていたものが、アルバイトがなくなり、生活が苦しくなって支援を求めてきたというお話も伺いました。

そうした方々への相談等の支援体制の強化や、経済的な理由から困窮に陥っている方々への2度目の定額給付金の支給など、追加の直接的な生活支援が必要と考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

これからの時期に問題となりそうな事例として、大学受験のため一時的に東京へ往来する受験生や、冬休み期間、寮が閉鎖され、県外から県内の地元に戻らざるを得ない大学生、新入社員研修を東京で行い、その後県内でリモートワークをする新社会人など、やむを得ない事情で感染症流行地域へ往来が想定される場所ですが、こうした往来者が希望する場合にPCR検査を受けることは、感染防止の観点から有効であると考えます。

新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査は、医師が必要と判断するか、感染者との濃厚接触者に限られますが、医師の中には感染症を疑う症状があってもPCR検査を実施しないケースも見られるため、患者自ら自主的に自宅待機するなど、不安払拭に至っていない事例がまだにあると伺っています。

また、社会的に影響の大きい介護施設の職員や学校職員、生徒、学生は医師の判断を待たずにPCR検査を受けられるような体制を構築するとともに、民間の医療機関でのPCR検査費用に対する補助なども検討すべきであります。職場や学校へ市町村を越えて通勤・通学していますので、市町村単位での取組ではなく、全県での取組とすることで飛躍的に効果が上がり、そのことにより本人も家族も職場も、そして社会全体が安心できることにつながると考えますが、知事の所見を伺います。

新潟市西区の介護老人保健施設において、新型コロナウイルス感染症による大規模なクラスターが発生しました。県内の介護事業者が以前より懸念していたことで、入所者施設において利用者や職員に1人でも感染者が発生すると、施設全体にクラスターが発生することは必然の流れだと心配されてきました。

6月定例会の一般質問においても、介護現場において安心して働ける、安心して介護を受けられる環境整備の重要性について質問をさせていただいたところであります。

11月17日に、新型コロナウイルス感染症に係る発熱等PCR検査等の活用についての通知が、県から社会福祉施設や高齢者施設へ向けて発せられました。その中で、発熱等の有症状者が発生した場合には、急ぎ全ての有症状者についてPCR検査等を受けるようお願いをしていますが、これは単なる注意喚起であり、重症化リスクが高い高齢者を抱える施設に対しては、一段上の対策が必要であると考えます。

また、症状が出たら、空振りでもいいから早めの検査実施、職員はすぐ休むことを徹底していただくよう依頼をしていますが、早めの受診はできても、検査はあくまで医師の判断によるものであり、受診イコール検査とは違います。空振りでもいいから早めの検査実施の依頼は、

医療機関へ発すべきものと考えます。

また、県内の施設があちこちで一斉に検査を要求すれば、検査体制はすぐに崩壊してしまいます。これまでも介護施設に勤務している職員が疑わしい症状であることから、医師や保健所に検査要請しても、なかなかPCR検査を受けさせてもらえない状況を幾つも聞いてきました。

国は、高齢者の医療施設や介護施設で陽性者が出た場合には、国費で検査を実施するとしておりますが、今回の西区の事例を見ても、初動対応を迅速に行うことが重要であり、いかに早く1人目の感染者を察知し、保健所につなげ、全員検査、入院、隔離などの措置をするかが重要であることが分かります。

現在の实情に任せていたら、感染したまま職場と家庭を行き来し、施設のみならず、家族の職場、学校に感染を拡大させることにもつながります。それを食い止めるのは、症状を自覚した人が即座に検査でき、施設ぐるみで迅速な行動を取ることにあります。

高齢者福祉施設が活用している国の補助金で、事業者負担なく簡易検査キットを配備できることから、配備に向け県が通知や指導等を行い、発熱等の有症状者が発生した際に、自主的に迅速に検査できる体制を整備することが必要と考えますが、知事の所見を伺います。

親を介護施設に入所させ、子息が兄弟などで入所費用を分担して支払ってきたものの、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少から支払いが3か月滞ってしまい、退所せざるを得なくなったお話を伺いました。自宅での介護は負担が大きく困難で、さらに就業にも影響を与えている状況にあり、こうした事例について介護負担軽減の支援策を講じるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、2つ目の項目、教育問題についてであります。

全国のいじめの認知件数は年々増加傾向にある中で、文部科学省は本年11月13日に、2019年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果を公表いたしました。それによると、いじめの認知件数は61万2,496件と前年度よりも6万8,563件増加しており、過去最多の件数となりました。

これは、いじめ防止対策推進法が施行されたことにより、けんかやふざけ合いなどもいじめとみなすようになり、文部科学省は積極的にいじめを認知し、解消につなげていると肯定的に評価していますが、増加するいじめに対する県の受け止めと、いじめの認知に向けた把握の現状について伺います。

私が相談を受けた中越地方の県立高校の事例から、いじめ等が原因で不登校となった児童生徒に対して、本人の意向を十分に尊重し、希望の実現に向け、学校が中心となって、保護者、心療内科医、スクールソーシャルワーカーなど関係者と連携しながら、迅速かつ柔軟に対応する必要があると考えます。スクールソーシャルワーカーがそうした役割を十分に果たしているのか、非常に疑問であります。

今以上に生徒に寄り添い、心を開けるような対応が必要であり、このタイミングでスクールソーシャルワーカーを入れました、生徒の気持ちはこうでしたというだけでは、学校、教

育委員会の手順を踏んだアリバイづくりにも見えるのです。

今以上に生徒、保護者、学校、心療内科医、教育委員会が、それぞれ本当に連携ができるような取組が必要だと考えますが、所見を伺います。

令和元年10月25日に出された文部科学省通知、不登校児童生徒への支援の在り方についての中では、不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保として、義務教育段階の不登校児童生徒が自宅において、ICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについてまとめており、出席扱いにする取扱いを明確化しているものの、高等学校におけるICT等を活用した学習活動を行った場合の取扱いは、この通知とは別に定められており、取扱いが異なっている状況です。

いじめ等が原因で不登校となった児童生徒への対応として、学校への復帰までの期間、別室での学習や、課題、補習を課すほかに、導入が進むオンライン授業を受けることで、出席扱いや単位修得のための授業時間にカウントする柔軟な対応は可能だと考えますが、県教育委員会としての所見を伺います。

全国的に通信制高校に通う高校生が増加傾向にあり、県内においても同様の推移が見られ、いじめとの因果関係が指摘をされております。

いじめ等が原因で不登校となった児童生徒への対応については、一義的には学校であると承知しておりますが、学校への復帰が遅くなることで進学が遅れたり、加害生徒が教室にいることで気持ちの癒えていない生徒が授業に出られず、不本意ながら通信制の高校へ転学を余儀なくされるなど、児童生徒の将来に支障を来すおそれがある場合に、教育委員会が積極的に当該学校を指導するなどの一歩踏み込んだ対応が必要だと考えますが、所見を伺います。

県教育委員会では、年々増加する児童生徒のいじめの対策強化を図るために、平成31年度より生徒指導課を新設したところでありますが、これまでの取組状況とその成果について伺います。

本年9月に上越地方の小学校教育論が担当児童の宿題を捨てたとして懲戒処分となりましたが、処分を受けた事故内容は、令和2年6月、担任をしている児童24名分の絵日記や学習プリント等について確認評価を怠り、またそれらのプリント等を自らの家庭ごみと一緒にごみステーションに廃棄したとのことであり、報道によれば、新型コロナウイルス感染症対応や児童に課した宿題が多かったなど、業務の増加から多忙となったことをその理由として挙げていました。

学校現場においては慢性的に業務が多忙化しているところに、今回は新型コロナウイルス感染症への対応業務が上乘せされた形となっており、学校現場の多忙化解消に向けた抜本的な対応が必要だと考えます。当該教育論を1か月の停職処分として、トカゲの尻尾切りのような対応や、今後はこういうことのないようにといった通達を発するだけでは、学校現場の多忙化問題の本質には届いていません。

どうしたら今後そのような不祥事が起きないかを指導するのが県教育委員会としての役

割であり、教育委員会では、この事案発生後に県内の公立学校に対して、どのような具体的な指導・助言をしたのか伺うとともに、より具体的・抜本的な対策が必要と考えますが、所見を伺います。

心身ともに健康的に働ける職場としての学校を目指し、学校現場の多忙化解消に向けた対応の一つとして、教職員の転配置に係る異動基準を見直し、居住地に近い職場への配属に最大限配慮し、通勤時間を減らすことで、教職員個人の負担を減らすことも効果的だと考えますが、所見を伺います。

次に、3つ目の項目、原発再稼働問題について質問いたします。

報道によれば、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に当たっての地元同意の範囲について、県内30市町村長に行ったアンケート結果では、県と立地自治体のほかに、UPZ圏内市町村の同意を求めるとしたのは魚沼市、妙高市、胎内市、加茂市、弥彦村、関川村、出雲崎町の7市町村であり、県と全市町村の同意を求めるとしたのは新発田市、南魚沼市、糸魚川市、田上町の4市町でありました。

原発を運営する電力会社は、これまで原子力規制委員会の審査に合格した原発について、県と立地自治体から事前に同意を得て再稼働してきましたが、一方で茨城県の日本原子力発電が東海第二原発の再稼働に関し、立地する茨城県東海村のほか、政府から避難計画の策定が義務づけられている30キロ圏内の5市から事前同意を得るとする安全協定を2018年に締結しています。

このような原発再稼働に向けた全国的な背景を基に、柏崎刈羽原発再稼働に関して、地元同意の範囲について県内30市町村長にアンケート行ったものであり、柏崎刈羽原発の再稼働に当たっては、福島第一原発の悲惨な事故を教訓に、慎重の上にも慎重を期さなければならないと考えますが、地元同意の範囲について知事の所見を伺います。

また、このアンケートでは、県とコミュニケーションを取れている、県が市町村の意見を聞いて判断してほしいとする長岡市、知事なら市町村の意見も聞いてくれるはずという十日町市など、知事の市町村への丁寧な対応を評価または期待する意見もあり、原発再稼働はもちろんのこと、原発再稼働以外のエネルギー施策も含め、今後の対応方針に関して、知事の市町村への丁寧な対応が期待されています。

先ほども申しました茨城県での原発再稼働に向けた周辺自治体を同意対象とした安全協定を参考に、柏崎刈羽原発の再稼働においても事前同意を得る対象をUPZ圏内にある市町に拡大することを目指し、柏崎刈羽原子力発電所30km圏内議員研究会が8月30日に設立されたところではありますが、こうした議論が地域の行政の責任者である首長ではなく、議員によって行われていることについて、知事の所見を伺います。

4月21日に柏崎市議会で可決された使用済核燃料税の経年累進課税化に関する条例について、8月4日、総務相が同意しましたが、これは基本税率を現行の燃料1キロ当たり年間480円から620円に引き上げた上で、経年累進化分として、保管期間が15年以上の燃料に対して1年経過ごとに50円ずつ加算するものであり、使用済核燃料の県外搬出を促す狙い

から条例化されたものと認識しております。

一方で、柏崎市の収入に占めるこの条例による税収割合が高くなった場合に、原発関連の税収に対する依存度が高まり、その結果、原発の継続を前提としたまちづくりになるのではないか、ひいては原発再稼働に向けての議論がし尽くされる前に、柏崎市が原発再稼働を容認することにつながらないかと危惧しております。

柏崎市の問題ではありますが、知事としてこの条例をどのように受け止めているのか、所見を伺います。

柏崎刈羽原発の再稼働を考えると、県民の避難路の確保は非常に重要です。

UPZは、柏崎刈羽原発における災害発生時、原子力災害対策を重点的に充実すべき区域ということが、県の原子力災害広域避難計画にも明記されています。

見附市は全域がUPZ圏内であり、柏崎刈羽原発に万一の事故が起こり、住民の避難が必要になった際には、見附市が平成28年度に策定した、見附市原子力災害に備えた屋内退避・避難計画により、見附市民の4割に当たる1万5,000人が避難先である下越地方に向かうため、避難の主要道路として国道290号を想定しています。

県道下田見附線は、見附市から国道290号に接続する最短避難路にもかかわらず、一部区間が狭隘であり、積雪時においてはさらに幅員が狭まり、確実な通行が担保されないため、当該計画では迂回する形で県道見附栃尾線、遅場見附線等を記載しており、迅速な避難にそぐわない状態となっています。

また、三条市地域防災計画では緊急輸送道路として位置づけられており、同様に原子力災害発生時等における広域避難主要道路として重要な役割を担っている路線でもあります。

また、新潟県内を南北に走る信濃川は、原子力災害時の避難の大きな壁となります。橋がなければ、またあったとしても十分な橋の幅がなければその機能を十分に果たすことができません。

県の中央に位置する与板橋の片側2車線への複線化並びに県道20号線の複線化などの整備を求める声も伺っているところであります。

柏崎刈羽原発の再稼働議論については、こうした県民の安全がまずは確保されてからの話です。原子力災害時の避難ルートについて、より迅速かつ円滑に避難できるルートの選定に向け、候補となる道路の整備を進めていくことも重要ですが、県は選定された道路に必要な機能が確保されているか点検し、不足するようであれば、機能確保に向け積極的に整備すべきと考えますが、所見を伺います。

最後に、4点目の項目、交通ルール、マナーの向上について質問いたします。

信号機のない横断歩道で横断者がいる場合に一時停止をすることは、御承知のとおり、道路交通法で義務化され、罰則も設けられております。欧米諸国では、歩行者優先のルールが浸透しているため、横断歩道手前で歩行者の姿があれば、ほとんどの車が一時停止をしてくれます。

令和2年2月7日、警察庁から各都道府県警本部長などに向けて発せられた、歩行者優先

と正しい横断の徹底に向けた取組の強化についての通達では、国内での交通事故死者数に占める歩行中死者数の割合が欧米諸国に比して高いこと、東京オリンピック・パラリンピックを控え、歩行者優先などに関する基本的なルールを定着させることの重要性を説いています。さらに、取締りの強化と広報啓発の強化で成果を上げている県警があるとも伝えています。

一方で、J A F、一般社団法人日本自動車連盟が行っている、信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査によれば、一時停止率の全国平均は 2018 年 8.6%、2019 年 17.1%、2020 年 21.3%、さらに新潟県は 2018 年が 13.8%で全国 9 位、2019 年が 36.2%で全国 5 位、そして本年、2020 年には 49.4%で全国 4 位と、非常に新潟県警の取組の成果が分かる調査結果であり、高く評価をするところであります。

しかしながら、残念なことに、いまだ全国では 6 割以上、県内でも半数以上のドライバーが一時停止をしていないこととなります。

横断歩行者の事故を防止し、安全な交通社会を実現するためには、横断者がいる場合における横断歩道前の一時停止について啓発活動を強化し、県民一人一人に意識づけを行い、さらなる一時停止の文化の浸透を図っていくべきと考えますが、所見を伺います。

インドで生まれたとされ、アイスランドやカナダなどの国々で、トリックアートを道路の横断歩道に応用した 3 D 横断歩道が話題になり、日本でも交通事故対策の目的のため、立体に見える路面標示、イメージランプの設置が見られるようになりました。

海外では、白のしま模様の周りを着色して、横断歩道自体が立体ブロックに見えるようなものもあると仄聞いたします。

横断歩道の一時停止の強化と併せて、交通事故対策として 3 D 横断歩道やイメージランプの設置拡充に、県警として力を入れていくべきと考えますが、所見を伺います。

ラウンドアバウト、環状交差点は、欧米においてよく見かけられる交差点で、日本でも平成 26 年 9 月の道路交通法改正により、本格的な運用が始まりました。

県内において、平成 28 年 2 月 19 日に新潟県内初の環状交差点として田上あじさい交差点、2 か所目として平成 28 年 3 月 31 日に角田浜交差点、さらに 3 か所目として三条市帯織地内に令和元年の 8 月に設置され、現在 3 か所となっていると認識しております。

安全性や円滑性の向上、環境性、災害対応性の向上などがメリットとして挙げられており、信号機がないことがその主要因として挙げられております。

一方で、新たな通行方法への理解を進める必要性、特に高齢者などへの環状交差点の通行方法への理解を進めることが重要であります。

今後、環状交差点の導入が進むことを期待しますが、環状交差点の理解促進に向けた取組について伺います。

昨年の道路交通法改正により盛り込まれたあおり運転の防止には、取締りや啓発活動など、官の取組だけでは限界もあることから、車検時や定期点検時における事業者への車載カメラの設置促進や、営業担当による口頭での説明、遭遇した際の簡易な対応マニュアルが記

載されたシールの作成、配布など、民への協力も仰ぎ、官民連携による取組が効果的だと考えますが、所見を伺います。

最後に、現在、新型コロナウイルス感染症の第3波が到来する中、昼夜を問わず対応いただいている医療従事者の方々、介護従事者の方々などのさらなる負担が懸念され、多くの方々が日々の生活に制限がかかり、経済活動にも大きな影響が続くなど、精神的にも経済的にも負担が大変大きくなっております。一日も早く平穏な日常を取り戻せることを切に願いつつ、私の質問を終わります。(拍手)

〔知事花角英世君登壇〕

◎知事（花角英世君） 小泉議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、経済支援の充実等についてでありますけれども、県では、これまで、事業の継続や雇用の維持を図るため、セーフティーネット対策に万全を期しつつ、需要喚起の取組などを進めてまいりました。

また、依然として一定の売上げ減少が続く事業者の事業継続を支援する応援金を創設し、先月から受付を開始したところです。

一方で、新型コロナウイルスの影響が長期化していることから、持続化給付金の複数回支給や雇用調整助成金の特例措置の延長など、追加の経済対策について全国知事会を通じて要望しております。

県といたしましては、国で検討している補正予算の内容を踏まえ、引き続き、県内経済の情勢等を把握しながら、さらなる支援の必要性について検討してまいります。

なお、感染防止対策と経済対策のバランスについては、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくことが重要であると考えておりますが、現下の感染状況や医療提供体制の確保状況等を十分確認しながら経済支援等に取り組むことにより、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ってまいりたいと考えております。

次に、「消費喚起・需要拡大プロジェクト」応援事業についてでありますけれども、この事業は、新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ県内需要の回復を目的として実施するものであり、対象事業については、業種別のガイドラインを遵守するなど、感染予防対策を徹底して行うことを前提として採択しております。

また、採択事業者に対しては、注意報発令などの機会を捉えて、感染予防措置の徹底や、LINEを活用したお知らせシステムの利用を呼びかけております。

事業の実施については、基本的には、主催者が地域の感染状況やイベント等の内容に応じ、安全確保の観点から判断すべきものであり、現時点においては、実施の適否を県が一律に判断する状況にはないと考えております。

次に、トキエアへの支援についてでありますけれども、議員御指摘のとおり、現在の航空情勢は非常に厳しいものと受け止めておりますが、トキエアは令和4年7月の就航に向けて取組を進めているところであり、国内線の旅客需要回復を見据えてこうした事業展開を



後押しすることは、新潟空港の活性化につながる可能性を持つものと考えております。

県といたしましては、今年度、佐渡空港における新型機材の受入れに必要な整備内容の調査を実施し、事業が実現した場合に備えた対応を行っているところですが、今後も、事業者と共に状況の推移を注視しつつ、トキエアの安定運航のため、運航経費や利用促進の取組に対する支援等を検討してまいります。

次に、生活困窮者に対する支援についてであります。新型コロナウイルス感染拡大で不安やストレスを感じておられる方の相談については、これまでも、専門窓口を設けて相談に応じてまいりましたが、本県においても、8月以降自殺者数が増加傾向にあります。

自殺を防ぐためには、悩みを抱えた方を相談につなげることが重要であり、先般報道機関に対して、自殺報道の際には、相談窓口も併せて掲載いただくよう依頼したところであり、ホームページやツイッター等の活用と併せて引き続き相談窓口の周知に努めてまいります。

また、生活に困窮する方に向けては、自立相談支援窓口において相談に応じながら、住居確保給付金の支給や生活福祉資金の特例貸付けなどによる支援を行っているところです。

これら支援策の利用は、春から夏にかけてのピーク時と比較すると落ち着きつつありますけれども、なお根強いニーズがあることから、本年末までとされている生活福祉資金の特例貸付期間の延長を、全国知事会を通じ国へ要望したところであり、引き続き必要な方に支援が届くよう適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、PCR検査体制の構築等についてであります。感染予防の観点からは、基本的な感染防止対策を徹底いただくことが何よりも重要であると考えております。その上で、感染拡大防止のためには、感染症流行地域との往来者や介護職員等の感染拡大の影響が大きい職種の方については、自身の健康観察を注意深く行っていただき、発熱などの症状が見られた場合には、速やかに相談・受診いただくことで、検査につなげていく必要があります。

今般、冬季の発熱患者等の増加に備え、受診等の相談に24時間対応するセンターを設置するとともに、県内に約500か所の診療・検査医療機関を指定することで、速やかに診療・検査が受けられる体制を構築したところです。

現在の感染状況を踏まえますと、無症状で感染が疑われない県民にすべからず検査を支援することについては、必要性や費用対効果の観点から慎重な検討が必要であると考えております。一方で、症状が見られてから受診までに数日が経過している事例が見受けられることから、早期受診の徹底の呼びかけを行い、症状のある方が公費で検査を受けられるよう注力してまいります。

次に、高齢者施設の新型コロナウイルス感染症に係る検査についてでありますけれども、発熱などの有症状者に対して早期に検査を実施し、施設内の感染拡大を防止することは大変重要であると考えています。

そのため、これまで高齢者施設に対し、有症状者への早急なPCR検査の実施を求めるとともに、議員御指摘のように、速やかに検査結果が判定できる抗原検査キットの活用についても呼びかけているところです。引き続き、重症化しやすい高齢者に感染が広がらないよう、

高齢者施設における迅速な検査体制の充実に努めてまいります。

次に、収入減少世帯の介護負担軽減のための支援についてであります。一般的には、ついの住みかとされている特別養護老人ホームにおいては、様々な経済的負担軽減制度が活用できることから、退所に至る事例はまれであると認識しています。一方で、有料老人ホーム等においては、御指摘のような事例が起こる可能性もあると思われまます。

このようなケースにおいては、より低廉な施設への入所や、在宅での介護サービス利用等、御本人にとって必要なサービスが継続されるよう、担当のケアマネジャーに御相談いただくことが対応の第一歩となります。

また、収入減少世帯に対しては、介護保険料の減免など、様々な支援制度が用意されており、県といたしましては、こうした世帯へのセーフティーネットが機能するよう、市町村と連携し、制度の普及啓発に努めてまいります。

次に、原発再稼働問題についてお答えします。

まず、原発の再稼働に関する地元同意の範囲についてであります。地元同意については、広域自治体として県が、立地自治体以外の自治体の意向を取りまとめ、意思表示を行うべきと考えています。

いずれにいたしましても、原発の再稼働の議論につきましては、手続を含め、3つの検証の結果が示された後に始めたいと考えております。

次に、UPZ圏内にある8市町の議員による研究会についてであります。これは市町の個々の議員の活動であり、県として特に申し上げることはございません。

次に、柏崎市における使用済核燃料税の経年累進課税化と原発再稼働への姿勢についてであります。地域の実情を踏まえ、柏崎市において十分に議論されるべきことであると思えます。

◎防災局長（熊倉健君） お答えいたします。

原子力災害時の避難道路の機能確保についてであります。避難経路については、道路の交通状況や幅員等の実態を把握している市町村において適切に選定されているものと承知しております。

県といたしましては、現在、渋滞など避難を阻害する要因への対策の検討を目的といたしました、原子力災害時の避難シミュレーションを行っているところであり、この結果を市町村に提供し、渋滞等の避難を阻害する要因の解消に向けた取組を支援してまいりたいと考えております。

◎教育長（稲荷善之君） 7点についてお答えいたします。

いじめの現状と受け止めについてであります。令和元年度の県内のいじめの認知件数は2万390件と、全国の件数と同様に、年々増加しております。これは、教職員研修などの取組により、教職員のいじめへの認知力が高まった結果であると認識しております。

また、各学校では、より正確にいじめの発生を把握するためアンケートを行っており、年複数回実施したり、書きやすさに配慮して無記名式としたり、自宅で記入させるなど、工夫をしております。

次に、不登校となった児童生徒への対応についてであります。不登校児童生徒の抱える問題は、学業、友人関係、家庭環境等様々であり、学校だけで対応することが困難なケースもあることから、議員御指摘のとおり、心療内科医やスクールソーシャルワーカー等と連携を図り、専門的な見地から、個々の状況に合わせて対応する必要があると考えております。

なお、その際には、教育機会確保法の基本指針に沿って、本人の意向を十分に尊重しながら、不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かえるよう配慮していくことが大切であると考えております。

次に、不登校児童生徒のオンライン授業についてであります。文部科学省は、義務教育段階においては、訪問等による対面指導が適切に行われることなど、一定の要件を満たす場合には、自宅で受けたオンライン授業を出席扱いにできることとしております。

一方、高校段階においては、オンライン授業を単位修得のための授業時間として認めるためには、同時かつ双方向に行われる授業であることのほか、病室等において病気療養中である場合を除いては、配信・受信の双方に教員を配置することなどが要件とされていることから、現状では、不登校生徒に対して、単位修得のためのオンライン授業を実施することは難しいと認識しております。

しかしながら、不登校となっている生徒がオンラインによる学習支援を受けることにより、学力を維持し、学習意欲を向上させることで、登校再開後の単位修得につながることも期待できることから、今後、ICTを活用した家庭学習について研究してまいります。

次に、不登校の児童生徒に対する教育委員会による対応についてであります。議員御指摘のとおり、不登校となった児童生徒の学校復帰への対応は、その児童生徒の特性等を把握している学校が行うことが基本であり、保護者の理解を得ながら、別室登校の期間を設けるなど、段階を踏む必要があると考えております。

しかし、一部では保護者と学校とが協力関係を築けないような事案も報告されていることから、必要に応じて、県教育委員会が指導主事やスクールソーシャルワーカーを派遣して対応しております。引き続き、不登校の児童生徒が円滑に学校へ復帰できるよう支援に努めてまいります。

次に、生徒指導課の取組状況と成果についてであります。これまで、学校の組織力の強化、教員の意識改革と指導力・対応力の向上、相談体制の強化、県民運動の推進を柱に、いじめ対策の再構築に取り組んでまいりました。

特に、県立学校へのいじめ対策推進教員の配置や、SNS等に関する研修などに取り組んだ結果、いじめに関する教員の意識改革が図られ、令和元年度の高校のいじめ認知件数が前年度の1.6倍となり、学校の組織力強化につながったものと考えております。

また、平成30年度に、中高生の実態に合わせてSNSによる相談窓口を開設したことに

より、相談件数が大きく増加しました。令和元年度には、生徒指導課の設置に伴い、電話、メール、SNSによる相談窓口を一元化したことにより、迅速な対応が可能となり、相談体制の強化が図られたと考えております。

今後も、実効性のあるいじめ対策のさらなる充実に向けて取組を進めてまいります。

次に、上越地域の懲戒事案についてであります。この事案は、多忙化のみが要因ではなく、当該教諭の教育者としての自覚の欠如が大きな要因であると認識しております。こうした事態を受け、県教育委員会では、市町村教育委員会と学校に対し、非違行為根絶の通知を発出するとともに、10月には臨時校長会を全県で開催し、若手教員の指導について徹底を図りました。

また、議員御指摘の多忙化解消のための具体的・抜本的な対策については、今後も教職員の勤務実態を正確に把握した上で、先進的な取組事例の紹介や部活動の適正化及び外部人材の配置拡大に努めてまいります。

次に、教職員の異動基準の見直しについてであります。県教育委員会では、平成29年度の異動から、自宅のある地域への配置を基本とした人事異動方針に見直し、通勤時間の短縮を図ることで、教職員の負担軽減に配慮したところです。

一方、現在、教職員の居住地には偏りがあり、都市部以外の学校における教職員の不足や年齢構成のアンバランス等の問題が生じております。今後は、一部の教職員の負担の偏りに配慮しつつ、県全体の教育水準の維持向上を図るために、年齢構成に配慮した教員配置に努めてまいります。

◎警察本部長（山本有一君） 4点についてお答えいたします。

まず、信号機のない横断歩道における一時停止の浸透に向けた所見についてであります。議員御指摘のとおり、横断歩道前の一時停止の県民への意識づけは交通事故防止上、重要であると考えております。

県警察では、横断者がある場合に横断歩道手前で自動車等が一時停止する義務があることを周知するため、交通情報板、ラジオ放送、SNSなどの媒体を活用した広報を行っているほか、運転免許更新時の講習会など、各種交通安全教育の機会を利用して浸透を図っているところであります。

また、横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいるにもかかわらず、一時停止をしない、横断歩行者妨害違反の指導取締りも強化しております。

県警察といたしましては、歩行者に対する保護意識がさらに向上するよう、引き続き、関係機関・団体と連携した広報や安全教育を推進するとともに、指導取締りを強化してまいります。

次に、立体に見える横断歩道の設置についてであります。議員御指摘のとおり、他県や他県で立体的に見える横断歩道が設置された例があることは承知しておりますが、当該標示は、法令上の位置づけ、規格、設置の基準等が定まっておらず、他県では設置したこと

より、運転者を驚愕させ、急ブレーキや急ハンドルを誘発したことから、通常の横断歩道に戻した例もあると承知しております。県警察といたしましては、慎重に検討すべきと考えております。

また、道路管理者が設置するイメージハンプにつきましては、速度抑制に一定の効果があるものと承知しておりますので、生活道路や通学路など効果的と認められる場所への設置を今後も働きかけてまいりたいと考えております。

次に、環状交差点の通行方法の理解促進に向けた取組ではありますが、県警察では、平成26年9月施行の道路交通法の改正に合わせて、環状交差点の通行方法についてポスター、リーフレットなどにより周知徹底を図ったところであります。

議員御指摘の高齢者などへの理解促進につきましては、運転免許更新時講習や高齢者講習で配付する教本において通行方法を教示しているほか、県警ホームページへの掲載やラジオ放送を活用するなどして周知を図っているところです。

県警察といたしましては、引き続き、関係機関・団体と連携して、各種広報媒体や講習会等を通じて環状交差点の通行方法について理解促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、官民連携によるあおり運転防止に向けた取組についてではありますが、議員御指摘のとおり、あおり運転を防止するためには、警察のみならず、民間事業者等との連携が必要であるとと考えております。

特に、車両へ搭載したドライブレコーダーがあおり運転防止に効果があると考えられ、撮影した映像が交通事故時の客観証拠としても有益であることから、県警察では損害保険会社と連携し、保険のパンフレットで有効性を広報しているほか、ラジオ放送局や高速道路管理会社とも連携して、あおり運転防止とあおり運転に遭遇した場合の対処要領について、広報を実施しております。

県警察といたしましては、あおり運転に対する取締りを強化するとともに、今後も民間事業者等と連携し、あおり運転を防止するための広報啓発に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤純君） 小泉勝君の質問は終わりました。